

第22期第9回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月13日(月) 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項
 - 議案第1号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)
 - ・いか釣り漁業(北海道沖合海域)(道内者)に係る新規許可
 - ・いか釣り漁業(北海道沖合海域)(道外者)に係る新規許可
 - ・いるか突棒漁業(北海道沖合海域)(道内者)に係る新規許可
 - 議案第2号 制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
 - ・かにかご漁業(ベにずわいがに)(日本海北部海域)に係る新規許可
 - 議案第3号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)
 - ・小型機船底びき網漁業(手線第三種漁業)
(なまこ、貝桁(ほっきがい及びえぞばかがい))に係る新規許可
 - 議案第4号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)
 - 議案第5号 海面共同及び区画漁業権漁場計画(最終案)について
 - 議案第6号 定置漁業権漁場計画(素案)について
- 4 その他
- 5 出席者
委員：今 委員、山田委員、石田委員、蝦名委員、加藤委員、鈴木委員
祐川委員、石垣委員、千葉委員、相内委員、太田委員
留萌振興局：神崎水産課長、小寺漁業管理係長、吉中技師
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任
- 6 議事録署名委員：山田委員、太田委員
- 7 会議の顛末

三上局長： これより第22期第9回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、年度末の何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。さて弥生3月となり、長かった日本海の冬もようやく落ち着き、雪解けの時期を迎えております。漁業の方でも、ニシンやカレイなどの刺し網漁業やえびかご漁業も始まり、今後はホタテガイ養殖漁業も活発になり、春に向かって、浜が活気付いてくる時期となりました。昨年は、留萌管内が過去最高の水揚げでございましたが、本年も豊漁で浜が潤うことを、多いに期待しているところでございます。さて、本日は議題が6件を予定しております。円滑な議事運営に努めて参りたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。結びになりますが、本年のますますの大漁と皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、簡単ですが挨拶といたします。本日はよろしくお願い致します。

三上局長： ありがとうございました。本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願い致します。

三上局長： そのお隣、小寺漁業管理係長です。

小寺係長： 小寺です。よろしくお願い致します。

三上局長： それから後ろの方の席になりますが、漁業管理系の吉中技師です。

吉中技師： 吉中です、よろしくお願い致します。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願い致します。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員15名のうち、11名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、山田委員と太田委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号、第2号及び第3号を上程します。議案第1号、第2号及び第3号の「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」

は関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願います。

三上局長： 関連しますので、議案第1号、第2号、第3号について併せて説明いたします。知事許可漁業は、漁業法により、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを公示した上で許可をすることとなっております。この「制限措置」、「申請期間」などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされており、議案1号資料の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。こちら2月10日付けで北海道知事より当委員会へ諮問されています。対象漁業は、1枚おめくり頂き、2ページの別紙1をご覧ください。別紙1の「各知事許可漁業に係る関係海区漁業調整委員会一覧表」では、各海区ごとにご審議いただく知事漁業許可の名称が記載されております。黒丸の付いている漁業が対象漁業でございます。今回、留萌海区でご審議頂く漁業は、(5) いか釣り漁業（北海道沖合海域、道内者）(6) いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）(7) いるか突棒漁業（北海道沖合海域、道内者）でございます。それぞれの漁業の公示案、許可等の基準、制限措置等の取扱いは、8ページ以降に添付しておりますが、資料3ページに前回公示と今回の公示案の相違点をまとめた表を添付しておりますので、そちらを用いて説明致します。資料3ページをご覧ください。こちらの一覧表の右から3番目の、「いか釣り漁業（北海道沖合海域、道内者）」から右側の3つの漁業が、今回関係する漁業でございます。前回との相違点について、漁業種類・操業区域・漁業時期・船舶の総トン数については、こちらに記載のとおり「変更なし」となっております。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、いか釣り漁業の道内者が54隻減少の計1,115隻、道外者が4隻減少の計345隻、いるか突棒漁業が増減無しで計6隻となっております。漁業を営む者の資格は、いか釣り漁業については変更がありません。「いるか突棒漁業」で、振興局管内に住所を有する者から、「北海道に住所を有する者」に変更となっております。なお、隻数の詳細については資料の4ページから7ページに添付しております。この中で留萌管内のいか釣り漁業の許可隻数は、現行の23隻から1隻減少の22隻が公示案となっております。議案第1号の説明は以上でございます。引き続き議案第2号について説明いたします。議案2号資料の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。2月16日付けで北海道知事より当委員会へ諮問されています。対象漁業は、かにかご漁業（日本海北部海域）でございます。1枚おめくりいただき、次のページ、資料2ページが公示案となります。制限措置の(1) 漁業種類から(6) 漁業を営む者の資格まで、現行の内容から変わっておりません。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、年が令和4年から令和5年となりまして、月日については変更ありません。備考欄の1の許可の有効期間、2の起業の認可の有効期間につきましても年の変更のみであります。

4の許可に当たっての条件も特に変更ありません。なお、参考資料として資料3ページから、本漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付しております。後ほどお目通し願います。以上で議案第2号の説明を終わります。引き続き議案第3号について説明いたします。議案3号資料の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。2月16日付けで北海道知事より当委員会へ諮問されています。対象漁業は、小型機船底びき網漁業のなまこと同じく小型機船底びき網漁業のほっきがい及びえぞばかがいでございます。1枚おめくりいただき、次のページ、資料2ページが公示案となります。制限措置の(1)漁業種類から(6)漁業を営む者の資格まで、現行の内容から変わっておりません。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、年が令和4年から令和5年となりまして、月日については変更ありません。備考欄の1の許可の有効期間、2の起業の認可の有効期間につきましても年の変更のみであります。4の許可に当たっての条件も特に変更ありません。なお、参考資料として資料4ページから、本漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付しております。後ほどお目通し願います。以上で議案第1号から3号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議 長： ただいま説明の、議案第1号、第2号及び第3号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： 議案第1号のいか釣り漁業の道内者の扱いで、許可すべき船舶等の隻数ですが、道内者も道外者も減少という数値が記載されています。今後は公示数は増えたりするのでしょうか。それとも事前に漁協と連絡をとって公示隻数を設定するのでしょうか。

大川主任： 道内者については、事前に漁協さんの方に許可等すべき船舶隻数を参考までに意見照会しております。

蝦名委員： 漁協が漁業者の意見を聞いて増減するという認識でよろしいでしょうか。

大川主任： 本庁から隻数設定に係る考え方が示されており、隻数設定については、現許可隻数の範囲内で設定することとなっております。

蝦名委員： 現許可隻数の範囲内であれば増減するという認識で了解しました。

議 長： 他にありませんか。

委 員： (ありませんの声)

議 長： 他にご意見がなければ、議案第1号、第2号 及び第3号の「制限措置の

内容及び申請すべき期間」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に議案第4号を上程します。議案第4号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第4号についてご説明いたします。議案第4号資料の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。2月16日付けで北海道知事より当委員会へ諮問されています。諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ、すけとうだら、するめいか）に関する令和5管理年度における漁獲可能量を次の2ページから3ページまでの別紙1のとおり定めるため、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものあります。対象は令和5年4月から令和6年3月までの管理期間となるクロマグロ、スケトウダラ、スルメイカの3魚種です。また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、4ページから5ページまでの別紙2の取扱いとするため、同条第5項において準用する第2項の規定により、併せて当委員会の意見を聴くものであります。諮問文の別紙1に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししておりますが、詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。資料6ページの「令和5年のTACについて」をご覧ください。これは、2月13日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、スケトウダラ及びスルメイカの令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。主に日本海に關係する箇所を中心に説明いたします。6ページの中段にあるスケトウダラの日本海北部系群ですが、MSYを達成する親魚量は38万トン、限界管理基準値は17.1万トン、2021年の親魚量は10.3万トンで限界管理基準値を下回る資源状態となっておりますが、資源評価の結果、親魚量が増加したことにより、資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき令和5管理年度のTACは前年の7,500トンより増加して15,300トンとなります。内訳は、大臣許可漁業（沖合底びき網漁業）への配分が8,300トン、北海道漁獲可能量は6,900トンとなっております。また、前年のTAC未利用分について、当初配分の5%を上限に繰り越しが可能となっております。次に、するめいかですが、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。冬季発生系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は23万4千トンのところ、2021年の親魚量は4万8千トンで、限界管理基準値を下回る資

源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は 32万9千トンのところ、2021年の親魚量は23万9千トン目標管理基準値を下回る資源状態となっております。するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和5管理年度は令和4管理年度と同様に、両系群の合計値の79,200トンが、令和5年のTACとして設定されています。また、大臣許可漁業（いか釣り漁業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）への配分が49,900トン、北海道漁獲可能量は前年同の5,600トンとなっております。なお、するめいかについては、最新の資源評価の結果、今の漁獲シナリオを継続すると資源が崩壊する懸念が研究機関から示されていることから、今後、ステークホルダー会合を開催するなど、漁獲シナリオの見直しが行われる見込みとのことです。なお、7ページのクロマグロについては別途ご説明させていただきます。次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。まずは8ページの「すけとうだら」をご覧ください。②「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とします。根室海峡は管理区分が一つですので、1万5千トン全量を根室海峡漁業へと配分します。③「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とします。④「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和2年までの直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分し、すけとうだら漁業は5,560トンとします。これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、9ページから10ページに基礎となる数字をお示ししていますので、後ほどお目通しください。次に、11ページの「するめいか」をご覧ください。するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、5,600トン全量を北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとします。なお、昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、12ページから13ページに詳細を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。続きまして、くろまぐろについて、資料39ページをご覧ください。このページで1箇所、誤りがございます。資料の中程に、国から示された量と記載がありまして、その両方に、くろまぐろ小型魚との記載がありますが、右側の漁獲可能量319.6トンの方がくろまぐろ大型魚となります。左側の17.6トンの小型魚は正しくて、右側の319.6トンの方は小型魚ではなく大型魚となります。大変申し訳ありませんが、修正願います。それでは説明に戻ります。くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで振興

局単位で詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。このあたりの経緯と内容は40ページに記載していますので後ほどお目通しいただければと思います。令和5管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量、小型魚17.6トン、大型魚319.6トン、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしております。なお、小型魚につきましては、過去の超過分の残り123.2トン当初配分128トンから差し引き、4.8トンが差し引き後の当初配分数量となりますが、操業に支障を来すことから混獲管理用として国の留保から12.8トンが暫定的に追加され、17.6トンが当初で配分されています。なお、41ページに水産政策審議会で決定された「令和5管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分について」、48ページに一昨年前の水産政策審議会で決定された「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を添付しております。国から各都道府県や大臣許可漁業への配分の考え方が示されておりますので、必要に応じてお目通し願います。7ページに「令和4年と令和5年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。最後に資料が戻りますが4ページの別紙2、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。資料の4ページから5ページの、2. 今後の取扱いをご覧ください。こちらの（1）から（7）にかけて、関係魚種、系群に係るそれぞれの機械的な配分手法について記載しております。日本海に関係する所として、（2）のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）では、国からの追加配分（線越し及び国の留保からの配分を含む。）及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除すること。（4）のすけとうだら日本海系群では、線越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することとする。（5）のすけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群では、融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。（7）のするめいかでは、係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除することとする。としております。これらは、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で

対応させていただきたいと考えております。長くなりましたが、以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長： ただいま説明の、議案第4号について、ご意見、ご質問はありませんか。

議 長： ご意見がなければ、議案第4号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委 員： （異議なしの声）

今 会長： それでは、そのように答申することを決定します。次に議案第5号を上程します。議案第5号「海面共同及び区画漁業権漁場計画（最終案）について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第5号についてご説明いたします。本議案は、昨年11月の第6回及び本年1月の第8回委員会においてご審議頂きました「海面共同及び区画漁業権漁場計画」について今般、留萌振興局から当委員会へ（最終案）の協議がありましたことから、本日ご審議頂くものであります。なお、（振興局最終案）を策定して水産林務部長に提出した後は、今度は知事が（計画案）を策定して海区委員会への諮問を行うこととなります。それでは、まず最終案をご説明する前に、資料1ページからの「留萌海区漁場計画（素案）に対する回答」をご覧ください。こちらの資料は、振興局で策定した漁場計画案を道水産林務部が内容審査して、その審査結果を回答ということで記載しており、振興局では、水産林務部の回答結果を受けての対応を記載するという形式になっております。これまで、漁場計画案の第1段階の草案、その後第2段階の素案を策定しておりますので、その回答と回答に係る対応が記載されています。資料1ページから6ページまでが、共同漁業権であります。1月の委員会でご審議頂いた際のものから、右側の2つの欄、上の方に、素案に対する回答と素案回答に係る対応との記載のありますこの2つの欄が加わったものとなっております。この右から2つめの欄に書かれている、素案に対する回答というものが、直近の本庁からの審査結果であります。資料の1ページ目は、ここがすべて「支障なし」となっております。1枚おめくり頂いて、資料の2ページをご覧ください。2ページでは、ここの欄に別な記載がありまして、「存続協議中の漁業について、存続する場合は、最終案に係る海区協議前に本庁に資料を提出し、協議を受けること」と記載されております。これは、前回の漁場計画（素案）策定の際に、現地協議中ということで対応が保留状態となっていた一部漁業について、今回の海区委員会に最終案を上程する前に、予め本庁に資料提出して、協議するよう求められたもの

であります。それに対する対応としましては、一番右の欄に記載しておりますが、関係漁業について地元協議を終了して、資料も作成して、本庁に提出済みとなっております。他の共同漁業権でも、同様に保留状態となっていた一部漁業について、同じように対応済みでございますので、6ページまでの関係する部分には同じ内容が記述されています。資料7ページから9ページまでは区画漁業権となります。こちらもしきほどの共同漁業権とつくりは同じであります。この中で資料8ページに記載ありますが、一部の区画漁業権で本庁から、「ほたてがい養殖業の区域が必要最小限となることわかる資料の提出」等を求められており、振興局において関係漁協と協議して、資料を整理し本庁へ提出済みとなっております。それでは、議案であります、漁場計画（最終案）についてご説明します。資料は、10ページからとなります。内容は、素案から、ほぼ変わっておりませんので変更のみ説明いたします。まず漁場位置名の欄で、一部本庁からの指導に基づいて修正している箇所があり、緑字で表示しています。また今回の漁業権切替で廃止する漁業について、わかりやすく欄全体を黄色で着色しております。内容として今回1箇所、変更となった箇所がございます。区画漁業権の区域を縮小している地区がありますのでご説明します。資料の16ページをご覧ください。こちらは区画漁業権の漁場図の最終案でございます。この図面の一番右側の天海区第1号について、区域が縮小となっております。1枚おめくりいただいて、17ページをご覧ください。こちらは、天海区第1号の漁業権切替後の概要図（案）となります。この中で、現行の漁業権区域のうち、斜めの赤線がひかれている部分となりますが、陸側から1000mより沖合部分を除いた海域を切替後の区画漁業権とすることとしています。区画漁業権は、従来から必要最小限の区域設定とされているところであり、漁業権切替の都度、海域の利用状況や将来の利用見通しを踏まえて、区域設定をしておりますが、天塩地区の区画漁業権については漁協を通じて天塩地区の関係漁業者と協議して、従来よりも規模を縮小しているとのことでありまして、今回の切替で区域を縮小しても、操業上支障ないとのことでありましたことから、今回の区域縮小に至ったものであります。他の部分については前回の委員会での説明から変わった所はございません。以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長： ただいま説明の、議案第5号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： 議案第5号資料13ページの留萌海区共同漁業権（第二種）漁場計画（最終案）について、資料の上段と下段の漁業名称で、下段にあって上段にない漁業名があるが、これについて説明してほしいです。

祐川委員： これは、上段が単有漁業権のみで、下段は共有漁業権も含まれているからでないでしょうか。

三上局長： 祐川委員のおっしゃるとおり、下段は共有漁業権も含まれおり、上段にはない漁業が入っています。

蝦名委員： わかりました。

議長： 他にありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： 他にご意見がなければ、議案第5号「海面共同及び区画漁業権漁場計画（最終案）について」異議がないものと認め、振興局から道水産林務部へ提出することとして宜しいですか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定します。次に議案第6号を上程します。議案第6号「定置漁業権漁場計画（素案）について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第6号についてご説明いたします。本議案は、昨年12月12日に開催致しました第7回の当委員会においてご審議頂きました「定置漁業権漁場計画（草案）」の次の段階となります漁場計画の（素案）について、今般、留萌振興局から当委員会へ協議がありましたことから、本日ご審議頂くものであります。なお、素案の次の段階では、（振興局最終案）を策定して水産林務部長に提出することとなり、更に次の段階では、今度は知事が（計画案）を策定して海区委員会への諮問を行うこととなります。素案の説明の前に、関連する「定置漁業権切替に係る漁場計画の考え方」についてご説明します。資料の1ページをご覧ください。これは、道が定めた切替方針及び同方針の運用や、地域の状況などを踏まえ、振興局が切替にあたっての考え方を策定するものでありまして、漁場計画策定要領により、素案を水産林務部へ提出する際には併せて提出することが明記されております。表の左側の欄には、道の方針及び運用の、定置漁業権に関係する部分を記載しております。これらの内容につきましては、説明会やこれまでの委員会で触れていますので、この場での説明は省略させていただきます。留萌振興局の考え方ではありますが、定置漁業権の切替にあたり、道の方針及び運用以外に、加えるべき内容は特にないと思われることから、考え方は、原則、「道の方針及び運用に基づく」としております。1箇所だけ、資料2ページの（2）策定にあたって留意すべき事項の（イ）の小文字のaで「別に定める河口付近等の指定された区域」として、右側の欄では、「a 天塩川及び暑寒別川の河口中心から沖合に向かう線の左右45度ずつの範囲の区域」と記載しております。これは前回の委

員会でご説明しました、さけの親魚の十分な確保による資源づくりを基本に、河川を指定し、指定区域内における漁場の設定についての考え方を示した内容について、留萌振興局管内では、天塩川と暑寒別川の2河川が指定されましたので、これを記載したものであります。次に、昨年12月に留萌振興局が水産林務部へ提出した漁場計画（草案）と関連資料に対する、道からの回答がありましたので、てご説明します。資料7ページをご覧ください。3月1日付けで水産林務部長から回答がありました。個別の漁場に対する回答が一覧表となっています。回答としましては、留萌管内の定置漁場のうち、3漁場を除いた、定置漁場につきましては、「現時点では支障なし」となっております。増毛さけ定第2号、第5号及び幌延さけ定第2号の3漁場については、「免許後一度も、身網を2個敷設していないため、身網の数の条件を2個以内とする必要性を整理すること」との内容となっております。この3つの定置漁場について、振興局から所属漁業協同組合を通じて、漁業権者に確認してとりまとめた内容を次のページになりますが、8ページに記載しております。この中で、増毛さけ定第5号につきましては、本年の操業、令和5年の操業から2階網とするため、網をすでに確保済みであるとのことでありまして、また、増毛さけ定第2号と幌延さけ定第2号につきましては、2階網とするために、現在、内部留保の積み増しを行っている状態で、資金的な目処がたった段階で網確保に向けた対応を行うとのことでありまして、そのあたりを記載しております。ですので、この3漁場についても、他の漁場と同様に網2個以内として、漁場計画を進めていくこととしております。次に、漁場計画素案の内容を説明します。9ページの概要をご覧ください。こちらは特に変更ありません。11ページと12ページが素案の内容となります。内容については、前回の草案から変更ありませんが、12月に道庁とヒアリングを行った際に様式の修正を求められましたので様式の一部を変更しております。変更箇所は緑字で表示しております。内容としては、現行からの変更はありません。13ページ以降の漁場位置図を添付していますがこちらも変更ありません。以上で定置漁業権漁場計画（素案）説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長： ただいま説明の、議案第6号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： 議案第6号資料の2ページの「振興局の考え方」で記載されている、「天塩川及び暑寒別川の河口中心から沖合に向かう線の左右45度ずつの範囲の区域」について、我々もよく言われるのですが、45度の線とは明確になっているものなのでしょうか。

三上局長： 区域設定した際には図面も用意しております。

蝦名委員： 図面を用意して頂いていることはわかりますが、私が言いたいのは、現場を

見たときに、どこからが45度の区域になるかという所であります。

三上局長： 現場で杭等で明示するものは設置していません。これは、定置網の漁場設定する際に考慮する事項であります。また定置網は漁具を固定するものですので、常に現場で目印を確認しながら漁業を行うという性質のものでありませんので設置しておりません。

蝦名委員： 操業時ではなく、漁場設定の際に考慮しなければならないということですね。わかりました。

議 長： 他にありませんか。

委 員： （ありませんの声）

議 長： 他にご意見がなければ、議案第6号「定置漁業権漁場計画（素案）について」異議がないものと認め、振興局から道水産林務部へ提出することとして宜しいですか。

委 員： （異議なしの声）

議 長： それでは、そのように決定します。最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

蝦名委員： 浜懇談会を行った際に、まぐろ漁業の承認の考え方について、浜から意見が出されました。海区承認なのに協議会の意見が通って、新規着業要望を受けてもらえないというものであります。これについて、その場では海区承認漁業であることから海区に確認すると回答しています。このことについて、事務局の考えをお聞きしたいです。

三上局長： まぐろ漁業は海区承認漁業となっています。留萌管内の承認枠数は138で、過去にまぐろの水揚げが多かった時代は、承認数が多かったですが、その後、まぐろの漁獲量減少により徐々に承認数も減少してきました。昨年の承認数は59です。承認枠は138ですが、着業実績者として認められた着業実績枠が現在59で、残りは海区保有枠という扱いで、着業実績枠のみ承認しております。近年は国際的に漁獲量が設定され、TAC魚種となったこともあり、基本的に実績者優先として、新規承認は認めていません。当漁業の海区承認は、事務取扱方針により漁業協同組合、まぐろ協議会の意見を聞いた上で認めた者を海区承認することとしており、当管内では協議会の意見を確認しています。このことが、さきほどの地元でのご意見に至ったものと思われま。

太田委員： 実績というが承認を与えないので実績の作りようがない。

三上局長： 操業現場でもまぐろの来遊が増えてきたとの実感があり、国際的にも昨年漁獲枠が増加しました。国は引き続き増枠されるよう取り組むと言っておりまして、今後、留萌へのTAC配分が増加されることとなれば、新規承認の話もでてくると思います。ただ、現状としては既存のまぐろ漁業者への配分も充分とは言えない状況です。

議長： 蝦名委員から浜も混乱しているとの話で、考え方を整理しないと上手くいと思う。

太田委員： 道南でまぐろの大量漁獲があった時に、今後数年はまぐろが釣れないとの話となり、そこで大勢が着業を見送り、申し込みしなかったという事実があります。その結果、減少したものです。

祐川委員： 協議会が同意しなければ新規着業が認められないということであれば、配分枠が倍になっても認められないということになりかねない。

三上局長： そこは協議会とよく話し合っていて考えていかなければならない部分です。

蝦名委員： 以前は、TACが設定されていなかったもので漁獲に制限がなかったものが、TAC設定により、このような状況となりました。これから若い人が着業したいと思ってもできない漁業の実態を考えると、非常に難しいことですが、逆にTACがどれだけ増えたら、新規をどれだけ増やすのか。あるいは1漁業者の平均水揚げがどこまでになったら認めるという考え方の調整が、どこでつくのかという部分が明確にならないと。今の水揚げでは生活を維持する水準になってないとは私も思いますが。そのあたりの目安的なものがあれば。今後の話ですね。

三上局長： 蝦名委員も言われるとおりで、自分の前任の局長も、新規承認の考え方について関係漁協からご意見を伺ったりとルール化に向け取り組んできた経緯にあります。それらの検討は、TACが増加した時点であわてて行うより、将来を見据えて今から検討しておくことが重要と考えております。それからまぐろは国際的に管理している魚種ですので、厳格な漁獲管理が求められておりますので、要望に応えることが難しい点があることもご理解いただきたいです。

太田委員： まぐろの漁獲状況の報告はきちんとされているのか。

三上局長： 他魚種と違い、日々漁協から報告を受けております。。

議長： これだけ徹底して漁獲管理してきたわけだから、沿岸と巻き網など大きい商売と分けあいながらやってきたわけですけど、資源がこれから増えてきたときに、新規承認の問題がでてくると思うので、せっかく今意見が出たので、組合も含めて頭の痛い所だと思いますけれど、

祐川委員： まぐろについては遊漁は釣り放題。上限があるとは言え、漁業者と違って重い罰則があるわけでない。遊漁者への規制を強化しないことには。漁業者同士で喧嘩になるようなことをしておいて。その横で遊漁者が竿を立ててどんどん釣っている。3人乗船しているから3匹持ってきたんだという話を聞いたら、漁業者も納得いかないですね。

議長： 私が組合長だった時期からも、遊漁の問題が出ていた。その時から進展はあったか。

蝦名委員： 遊漁については、別な委員会指示により上限設定、報告義務が設定され、国では遊漁の報告数量をもって管理している状況。ただ自己申告なので、どこまで管理できているのかという議論はあります。それから、大間のまぐろの虚位報告について、我々からすれば、青森県への配分数量が減ることは当然と考えていますが、課長、何か情報ありますか。

神崎課長： 今のところ特に情報はありませんが、北海道の過去の予期せぬ漁獲超過という事例がありますので、それより緩い措置というのはあり得ないと感じております。水産庁がどういう対応とるかという情報は入っておりません。

三上局長： 情報は入っておりませんが、数量については水産庁の水産政策審議会では、当初60トン弱程の未報告について、約40トンは未消化枠として他県に配分した数量との相殺、残りは令和5管理年度配分から差し引く対応として整理しております。報道ではその数量が約100トンとなっており、この差の扱いについては現在情報はありません。

蝦名委員： その数量も、過去に遡っていけばどうなんだという話もある。

議長： 皆さんも同じ意見だと思いますが、まぐろについては日本だけの問題でないわけです。国際的な枠組みの中で決められたものでありまして、資源が危機的な状況ということで厳しい漁獲制限がされております。もともと沿岸側でも相当異論があった中で管理が行われており、当初から巻き網への配分などあったわけで、そのなかで年数が経過した。今後は配分も増加して、それが何トンになるのか、水産庁はこれからも要望していくようですが、世界相手だからなかなか増えてこないが、今後は資源が回復して、浜のみなさんが少しでも多く獲れるようになった場合に、今の新規の問題が出てくるので、遊漁の問題も含め

て、協議会だけでなく各組合も頭の痛い問題と思うが、100%満足する考えはなかなか難しいと思うが、新規の方にもご理解頂けるような解決方法をお願いしたいと思います。

議 長：他に、ありますか。

委 員：(ありませんの声)

議 長：特に無いようですので、これを持ちまして、本日の委員会を終わります。
お疲れ様でした。

《閉 会》

15時20分